

國第十九回
參議院通商產業委員會會議錄第十五号

昭和二十九年三月一日(火曜日)午後二時四十二分開会

卷之三

理事

11

10

西川弥平治君

岸良一君

西田 隆男君

海野 三輪
貞治君

武藤
常介著

政府委员

通商產業
政務次官
古池 信五君

岩武照彦著

松尾泰一郎

林誠一書

山本友太郎著

常任委員會專門員

說明員
1937年

柴田 綱丸君

10

第十一部

通商産業委員会会議録第十五号 昭和二二

十九年三月

卷之三

○本日の会議に付した事件
○通商及び産業一般に関する調査の件
(熱管理に関する件)
○輸出保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出)
○参考人の出頭に関する件

挙つておるのであります。我が國のごとき天然資源に恵まれざる日本におきましてはこの熱量の有効活用ということ、つまり有効温度の活用ということに重点を置いておかなければ産業の発展ということは期して望めないことであると考えます。このことにつきまして政府当局はこの熱管理法、これを廃止したいというような意向があるのかどうか、この法律についての政府当局の御見解を承わりたいと思います。

すか、或いは法律上の地位といいますか、というようなものを以ちましてその事業場内の熱の管理つまり燃焼法の合理化でありますとか或いはガス等の有効利用等につきまして事業場内のいろいろな問題を処理して参るという制度を作つております。実は当初はそれほど効果のないよう考へておりましたが、だん／＼やつて参りましたと、相當に見える効果も現われて参りました。と申しますとこれは御承知の通りに石炭とか石油とか或いはその他の熱源が統制時代でありますと割合に合理的な使用というものにつきまして関心が薄いということではございませんけれども、割当をもらえばまあいいという考え方があつたものでござりますから、効果が割合挙りませんでしたが、だん／＼自由経済に入りましたと、まあ自分でこういう購入しました燃料、発生しました熱量をどうしたじうまく使えるか、ロスを少くやつて行けるかと、いうことにつきまして各工場々々で自分自身から創意を以ちましてそういう研究をして参る。それからもう一つ熱管理のやり方の特徴は定期的にそういうふうな熱管理士のかた／＼があプロツク別に集まりましたりしまして、いろ／＼と燃焼法その他の問題について討議して参る、或いは参考になるところを見学してお互いに見識を広め合う、更には海外のいろ／＼な技術方式なんかの情報を入手しまったり交換し合うということで、相当効果を挙げて参りました。

最近では御承知の通りに熱管理協会といふものがございまして、組織的に全国の重要な事業場、工場を網羅しましていろいろに切磋し琢磨し合うといふ組織ができまして、この燃料費の節減、これはプラス、マイナス両方あると思いますが、相當研究して参る。この法律の内容は、直接に工場、事業場に熱管理指導上こういうことをしろというふうな規定はないのですが、ただ官庁のほうから必要においては勧告程度でございますが、命令規等でございませんから、従つて法律の体裁としましては若干権利義務ということよりも、むしろ訓示的といいますか、というような色彩もあるもんで、そういう見地から内閣の一部でそういう意見ができたんだろうと思つております。我々としましてはこの効果が相当挙つておりますとの、それからもう一つはこのそういうふうな熱管理の指導をやつて参りますと、一つはそういうふうなまあるく施設なんかの問題につきまして、或る程度の合理化の、投資をする上につきましても非常な参考といいますが、それ以上に重要な結果を持つて参ります問題があります。

—

うことで、事務当局としては、これは
廃止すべからずという結論を出しまし
て、関係方面と折衝をいたしておりま
す。只今までの段階は、それはど廢止
しろという意見が強い様子ではござい
ませんので、まあ目下はそのまま法律
の形で存続しようかと、こういうふう
に存じております。

は、通産当局で、どれくらいの予算を使つておられるか、それを一つ承わりたいことと、この石炭にいたしまして、も、素人の人たちが、カロリーとトン数だけを考えておるのであります。例えば、亜炭にしましても、四千カロリーというならば、撫順炭の八千カロリーに対し、亜炭を二倍使えば、八千カロリーになるのじやないか、それで石炭を単にトン数のみ考えてはならないし、カロリーだけを考えてもいけない。そうして、なお且つ、この有効なる温度を使わなければ、産業とは決して合理化されて行くものじやありません。例えれば製鐵方面におきましても、平炉の中の燃焼温度で、千百度以上にならなければ、平炉の還元が、酸化、還元が行わって行かない。それをカロリーを低くし、その発熱度を下げて使つたのでは、千七百度の

度で、何時間平均で燃やすとしても、製品になつて来ないのであります。即ち、このカロリーと、ことと温度の使い方と一緒に對しては最大の関心を払う、これが日本の産業の合理化の根本問題である。然るに、日本の政治家は、御承知のように総理、吉田茂さんでも、あの人は外交官上りであり、例えば吉田さんにも、あれは外交官上りだ。日本の政治家に技術者

○政府委員(岩武照彦君) 熱管理係の予算といたしましては、実は私ちよつと記憶を喪失しておりますが、特別の予算は余りないと記憶しております。但しこれは仕事の性質上、その関係の事務をやります人の経費、或いはこの巡回指導等の旅費といったものは、これは相当ござりまするし、又その関係の課も熱管理課という名前で工業技術院内にあるわけでございまます。むしろ直接的に効果を生じておりますのは、財政投資のほうで、例の開銀融資の中で、熱管理という項目で昨年及び本年たしか三、四億前後の枠を以ちまして、この工業技術院の熱管

するものであります。で、その点につきましては、通産当局といたしましては、さあましても、若しそういうような論があつた場合には、断固これを退けるだけの御決意がありや、又この熱管理に対しての予算をどれくらい……、今熱管理法に便つておられる予算で十分なりとお考えになつておるかどうか、その御注意を一つ済わりたいと思うのであります。

一人もいないから、技術的な見地について、この科学日本の建設という方には甚だ薄いように私は考えるのであります。このために熱管理法をますます強化して行かなければならぬと考

○海野三郎君 後日そのことを御調査頂いて、御報告をお願いいたしました。私は、それから通産当局といたしましては、どれほど御決意を持つていらっしゃるか、はつきりした御答弁を伺つておきたい。

○政府委員(岩武照彦君) 先ほど申上げましたように、整管理の問題は、これは比較的地域な問題でございますけれども、本当の企業のコストを下げます基本になりますので、通産省といなしましては、その機構を廃止いたしました。しかし、或いは関係法案を廃止する

○海野三朗君 今お金は、予算のこと
ろはどれくらい使っておられるか、わ
かりませんか。

○政府委員(岩武照彦君) 後刻数字で
お返事いたしたいと思います。

○海野三朗君 それは人件費を含めて
あるのですか。

○政府委員(岩武照彦君) 人件費が申
うござります、人事、助、考えております

課の推進にからみまして、新らしい
管理に必要な施設に対しましては融
資をいたしております。主として新ら
い燃焼装置の活動が中心かと存じま
すが、数字はちょっと記憶しておりま
せんけれども、この両三年来続いて参
っているわけであります。むろん役所
の予算よりも、そのほうが実際の効果
は挙つているかと存じております。
それからお尋ねのありました法律の
改正の問題でございますが、これはも
うどういう点の改正を現在考えており
ますか、ちよつと私、その事情をつま
ひらかにしておりませんが、必要とあ
る所要の改正はいたしたいと考えて

を入れなければならない。それが即ち熱管理なんであります。そういうところに力を入れないで、火力発電なんぞは、年間何百万トン使うから、値段はこれだけになるのだということのような漠然たる考え方でいることは、非常に非科学的な考え方であると、私は思います。で、これを直すにはどうするかといふと、この熱管理にもつとく力を注がなければならぬ。こういうふうに思

うようなことに事務三局としてないつもりであります。なおまあそういうふうになりますと、私だけの答がで足りますかどうか存じませんが、少くとも現在の段階では、事務当局としましては、以上申上げましたような決意で参りたいと考えております。
○海野三朗君　只今の事務当局としてお答えは了承いたしましたが、私はそれだけでは足らないと思います。例えばこの火力発電にいたしましても、石炭三百万吨使う、カロリーはどれくらいで、そのカロリーの石炭を使つて、もつと高熱の熱源を得ることが必要なのかどうか、そういうところに力

その第一は、委託販売が其間に不規則な
されない貨物を本邦へ積戻して処分し
た場合の損失。それから第二が、通商
産業大臣の承認を受けまして本邦外で
処分をした場合の損失。この二つの損
失に限られるわけであります。そこで
この期間中に販売できぬものであり
まして、通商産業大臣の承認を受けず
に本邦外、即ち現地で処分をしたとい
うようなものはその貨物のコストに等
しい価格で処分されたものとみなします
から、如何に安く処分しましても零
の損失は填補されないということにな
るわけであります。

る損失を填補することでありますから、その貨物が販売できたにもかかわりません、その現実の代金が入手できなければ、従つた場合の損失とか、或いは貨物自体が滅失毀損した場合の損失は填補しないことになつておるのであります。従いましてこの保険におきまして填補されることは次の二つの場合における損失ということになるわけであります。

して御説明を申上げます。この概要をお申上げましたあとで一枚刷のものをお手許にお配りいたしておりますので、それにつきまして併せて御説明申上げたいと思います。

委託販売輸出保険の概要是お手許にお配りいたしておりますこの改正要綱に示しておりますように、輸出者が委託販売輸出契約に基づきまして貨物を輸出いたしました場合に、この委託販売輸出をするために支出いたしました回収することができないために受け当該貨物の原価、運賃、保険料等を委託販売輸出契約に基く貨物の販売によつて回収することができないために受け

なおこの保険では保険契約におきまして、委託販売期間中に販売されたものはすべてこの販売価格で販売されたものとして損失額を計算することとなつておるわけであります。以上のような考え方からいたしまして、この保険において填補されまする損失額を計算いたしますと、委託販売輸出のために支出した費用から、次のような金額を差引いたものとなるわけであります。

先ず第一が、委託販売期間中に販売された貨物の代金の額であります。これは販売価格で販売されたものとして計算することは、先ほど申上げた通りであります。第一に、委託販売期間後に積戻された貨物を要するに本邦に積戻して来た貨物を、国内で処分をいたしまして取得した金額からその処分に要した費用を控除した金額が第二であります。それから第三が、委託販売期間後に、通商産業大臣の承認を受けまして、本邦外で貨物を処分して取得した金額から、その処分に要した費用を控除した金額、これが第三になるわけであります。第四には、委託販売期間中に販売されなかつた貨物であつて、先ほど申しました第一、第三に該当しないものについて、その貨物のコストに等しい価格で処分されたものとして算出しました処分額、この四項目の金額を差引いたものが填補されるということになるわけであります。従いまして本保険の申込をいたします場合は、いわゆる輸出者と申しますか、委託者は、あらかじめ考えられまする損失額を一応想定をいたしまして、その予想の損失額を保険金額といたしまし

て政府と保険契約を締結することになるわけあります。

そこでお手許にお配りをいたしております「委託販売輸出保険の保険金支払計算の実例」というのにつきまして御説明申上げます。Aという商品を十個委託販売輸出するのために支出しました費用、即ちこの費用と申しますのは、原価、運賃、諸掛等でありますまして、この中に或いは海上保険或いは火災保険、盗難保険等の保険料も含んでおることは当然であります、要するにその費用を仮に百万円といったします。そのうち十万円は運賃、諸掛、こういう設例を先ずするわけであります。その販売期間内に販売をすべき販売価格を一個につきまして十一万円、こうするわけであります。十個で一百万円でありまするので、一個につきまして十万円ということになるわけであります。これを仮に販売価格を十一万円という例にしたわけであります。改正法案におきましては、第十条の三の第二項におきまして「販売価格は、当該貨物に係る同項の費用の額に百分の百五を乗じて得た金額を下つてはならない。」ということになつておりますが、仮百万円のものであるならば百五万円といふのが最低販売価格であつて、百五十円以上でなければならぬという規定になつておるのであります、仮に、これは仮に十一万円を十万五千円とおいても同じであるわけであります。そ

ここで販売期間内にこの十個のうち五個が販売できたものと仮定をいたしまして、残りを本邦へ積戻した場合、これが第一の例であります。それから次には通商産業大臣の承認を得まして、本邦外、いわゆる現地で処分をした場合、即ち予定の販売期間を経過して法律では一応販売期間の満了の日から三ヶ月以内に積戻すということが原則になつておるわけでありまするが、積戻しをせずに本邦外で処分をした場合、これを第二の例といたします。それから第三の例といたしましては、通商産業大臣の承認を得ないで、いわゆる現地で処分をした場合、この三つの場合を予想しまして、支払保険金の額を計算をして見ると、その次に掲げておるような実情になるわけであります。

額を加えると申しますか、そうして得たその残りが十五万円ということになるわけであります。そこで支払保険金の額は十五万円掛ける百分の八十、即ち十二万円、こういうことになるわけであります。百分の八十というのは第十一条の四に規定をしている率でござります。

第二の例としまして、その残りの五個を通商産業大臣の承認を得て本邦外で一個八万円で売った場合でござります。百万円からやはり販売期間内に売れた五個の分、即ち五十五万円を引きまして、それから一個八万円で、十一万円で売るべきものを八万円で売るという事に関しまして承認を得ておりますので、その八万円に五個掛けました四十万円引いた残りが五万円とすることになります。そこで支払保険金の額は五万円掛ける百分の八十、四万円ということになるわけであります。

それから第三の場合、その売れ残った五個を通商産業大臣の承認を得ないで現地で処分をした場合であります。本邦外で処分をする場合は、承認を得ない場合にはおきましては、処分価格の如何を問いません、いわゆるコストであるこの場合で行きますと、十個が百万円でありますので、一個十万円で売つたこととみなされるわけであります。そして、そのみなす規定は第十条の四の第二項にそういう規定を設けておるから十万円掛ける五万円をいわゆる引くということであつて、計算上はマイナス五万円ということになりますのは百万円から五十五万円を引き、それ

上損失がないということになつて、政府からは全然填補をされない、こういうことになるわけであります。

委託販売輸出保険の概要は只今御説明申上げた通りであります。あとこの第五条の五、或いは第五条の六、それから第九条、それから第十四条に殆んど事務的な修正をいたしておるのであります。が、本当の技術的な修正でありまして、そう大した意味もございませんので、お尋ねがございましたらお答え申上げます。

○委員長(中川以良君) それでは御質疑をお願いします。

○白川一雄君 この法律は輸出を助長する目的のよう見えますが、私は非常に大きな危険を含んでおるかの感がいたすのでござりますが、外国との取引は勿論信用の上に立たなければならぬので、まあ我々の体験したことでも一見D・PのほうがD・Aよりもはたしかなようと思えますけれども、D・Pで向うへ送つたものを受け取らないでおつて、銀行等がこれを処分するのを待つて注文したり、競売で買うというような悪性の外国商人もかなりあることであります。これで行くと出るときは馬鹿に出るよう見えますが、又特に日本に潜伏しておるものには出ますけれども、その損失は洪水のようになつて又期間を置いて帰つて来る危険が多分にあるのではないかという感じがいたしますので、運賃かけて取戻すと申しますけれども、非常に金額の多いものは、高いものは或いは運賃かけても取戻すことができますけれども、例えは陶磁器だとか何とかいうような金額は安く非常に嵩の多いようなもののはめつたに運賃をかけて向うの倉敷料

まで払つて取返したら、ただ出してしまつたような危険も多分にあるのじやないかというふうに感ぜられまするので、このA、B、C、D、(D)と例を挙げてあります。これは非常にノーマルなときのみを擧げておるので、最近新聞で拝見いたしましたと、生糸のリンク制のために五ドル二十セントのものが四ドル七十セントに下つて、その損失は日本ヘリリンクで入れた砂糖を国内で高くしてカバーしているというために、アメリカの商人が日本の網を披うことをやめようということになつているというようなことを新聞で言つておりますが、そうしますと、こういう方法のために不自然に外国で安い品物が入るということになると、正常な取引をしている堅実な外国商社といふものが意外の損失を受けて、目先助長のように見えますけれども、日本の輸出貿易の命取りになるような結果を生みはしないかということをこの法案を見て感ずるのでありますが、それらの点について何か御説明を頂きたいと思ひます。

するわけでありますから、この法案を仔細に御検討願いますればわかりまするよう、この販売価格、或いは販売期間についての規定なり、或いは現地でこの販売期間内に処分をいたしまして、幾ら勝手な処分をしてもこの保険も、なかつたものにつきましては、要する契約におきましては、予定の販売価格で売つたものとみなすというふうな規定もありまつて、又販売期間内に売れたものにつきましては、要するに積戻すか、現地で承認を受けて処分をするか、こういうことになるわけであります。まあいわば勝手なことができないようになつておるわけであつて、従いましてこれを濫用いたしまして、正當貿易を阻害するようなことはできるだけ防ぐという趣旨で、この条文につきましていろいろの配慮をいたしております。これはこの法案の提案理由のとき御説明されたことなのでありますから、最近の輸出に関する国際競争は漸次激化をして来ておりまして、外國もこういう委託販売といふものと相当やつております以上、日本側も業界の要望も非常に熾烈でありますので、こういう委託販売といふものをやりまして、お互いの競争場裡に立向むなければいかんというふうな見地からその保険制度を設けんとしておるわけでありまして、従いましてこの保険を実施した場合におけるいろいろ起つて参ります今御指摘されましたような点につきましては、我々大体いろいろの各条項で防止ができるのではないか、まあ当該の輸出者が損害を被らなければ、これは保険につけようとつけますいとそれはあり得ることでありますが、この保険を利用してもういうダメ

販売価格の指定というふうなことで配意をいたしておるつもりでありますて、まあどつちかというと条件が少しつき過ぎるのではないかという非難があるんではないかということを我々は恐れておつたくらいでありますて、まあ何分現地で行われる行為でありますんで、非常に的確に日本内地からそれを把握することが困難でございますので、どちらかというと心配をしあげたような規定を設けておるわけであります。従いまして今御指摘のような、これを濫用することによつて正當取引を阻害する虞れというものは、まあ我々としてはないのではないか。どちらかというと、少し縛り過ぎておるような懸念があるのじやないかという心配をいたしておりますので、まあこういう新しい規定期間でスタートをして、漸次実情を見て改善して行くほうがよくなかろうかというように考えておる次第でござります。

あるという事柄のために、あの輸出に非常に支障を来たすという事柄は事実ではないか。こういうふうに考えるのでもござります。先ほど陶器の例を申上げましたが、ああいうように、全体の価格に相当しまして運賃の非常に高くなる例が相当あると思うのですが、大体取戻すというのは、全体の価格と運賃との比例がどのくらいのところが限度において考えられておるのかといふことも承わつておきたいと思ひます。

いう角質から考えまして、平たく申しますば何割引して売ることがよろしいか、ケース・バイ・ケースに承認をして参らう、こういう考え方でございまして、御指摘にありますように、我々としましてもダンピングになるようなことは避けなければいけませんし、又それらの商品が売れていっているということはありますれば、そりダンピングしないでも売れるはずはなかろうかといふふうに考えるわけでございます。それからなおこの本邦外で処分をする場合には、例えばアメリカへ持つて行つたが、アメリカではどうも処分がしにくい、エネズエラとかコロンビアに持つて行つたほうが処分がしやすいという場合も考えられます。いわゆる販売地を変更するというふうなことも考えられますので、いわゆるそれらのことと勘案いたしまして承認をしてなるというふうなあり方にいたしております。くれぐれもダンピング等のことのないよう配慮したいと、うに考えております。

額で、といふことは、眞日じりなむが、ほのこじらひが、うそ

物の百分の八十というふうなことにいたしておりまするし、それから現実の貨物が向うに存在するか否かという問題につきましては、在外公館のあるところならば、在外公館にも立会せ、又いろいろこういう商品の何と申しますか、存在を確認いたすような、いわゆる俗に言えどコントローラー的な信用ある海外商社もおりまするので、そういう点を、そういうふうなものを利用しても売残り貨物が確実にあるかどうかというふうな確認も十分にまあできるのではないかといふふうに考へてゐるわけでありまして、なお売残つたものなり、或いは預けられたものの代金の回収をしないで、向うへいわば外資を逃避するというか、そういう懸念であります。が、これは一々保険契約を政府がそれぞれじかに契約をいたすわけではなまし、又標準外決済の許可もいたすわけでありまして、従つてその商社別の把握というものは比較的容易ではなからうかといふうに考へるわけでありまして、従いましてそれらのものが資金の還元もいたさない、保険のほうもつけておきながらどうなつてゐるかわからんというふうなことは、現実問題としては、事後チケット等によつて完全に防止ができるのではないかといふうに考へてゐるわけであります。一応我々も今御指摘のような保険の点も考えたのであります。が、事後チケットを厳重にやることによつてそれらの点は防げるのではないかというふうに考えております。

題で、従来の例から見ますと、事実と違つた結果を生むことが非常に多いのが実例じやないか。なか／＼無数にある貿易商が海外の商社と結んでやる事柄を当局が厳重にと申しましても、言葉上は厳重に行きませけれども、実際問題はなか／＼容易ではあるまいといふ懸念を残して私の質問は終ります。

○三輪貞治君 保険でありますから一般的に申しまして事故の将来における発生率と、いうものをば基準にしてこれには考えられておるとと思うのであります。又今日頂きました予算書の中にも輸出保険特別会計予定額明細書が載っておりますて、その中には恐らく委託の場合のも含まれておるのでありますから、恐らくその事故率というものがあれば一応想定されていると思いますからそれを一つお知らせ願いたいと思いま

による何と申しますか補償、それからこのフィリピン国の法令の改正で不可能となつたための非常事故によるものであるわけであります。昨年度の実績におきましてフィリピン向けの委託販売輸出が非常に大きかつたことなり、或いはこの保険の運営に当つて海外の受託者の信用状態を調べいたしまして引受けけるというふうなことをかれこれ勘案をいたしまして、先ほど申した比率の実績を修正いたしまして、正常の場合の損失率をその十分の一、即ち〇・四八%と一応想定をいたしたのであります。従いまして委託販売輸出契約金額に対しましてその金額百円に対しまして一応五十銭程度の保険料をいふふうに一応なると考えておるのであります。

場合にその出品物について、その殲滅についたものについての補償をするというふうな約束になつておつたそうであります。ところが急遽出品物が出品するから向うでそういう補償令といふやうなものを撤廃してしまつたというふうなことで、思ひざる突然の事故のためこういう先ほど申しました四八%というふうな率が出たのであります。そこでこれを年平ベースにして考えてみると、ということは非常にむずかしいのですが、まあその約十分の一程度というくらいに見てスタートすべきではないかということなんでありまして、最近いろいろ受諾者の信用状態の調査もジエトロ等の機関を使いまして漸次整備をして参つておりますので、一応そういう想定をしたのであります。

○政府委員(松尾泰一郎君) こういう新種保険でござりますので、保険料率の算定の根拠というものは正直のことから非常にむずかしいのでございますが、一応こういうふうに考えておるわけでございます。昨年の一月から十二月までの委託販売輸出の実績が五十三件で五十八万ドルでありますが、この間に損失の発生をいたしましたものが二十五件で、それにつきまして委託販売輸出保険の損失計算方法によつていわゆる一方仮に算出をいたしますと、その損失額が一応二万八千ドルということになるのであります。従いまして委託販売輸出契約額に対しまず損失額の比率が四・八%になるのであります。併しながら事故の発生したものはすべてフィリピン向けのものであります。而もそれはフィリピン政府

と言われるのであります。その場合、これは昨年委託販売輸出保険制度が実施されない場合の例であります。このたびこの法律の改正によりまして、委託販売輸出保険制度が実施されれば恐らくこれは委託販売が件数が増加するのではないか、又保険制度のない場合よりも事故の発生が、先ほどの白川さんの御質問でもありました。が、増大する虞れもあるのではないか、そういうこともよく御勘案の上で修正された比率でありますかどうか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 今御指摘すが、これは実際問題として科学的に算定をすることは正面のところ非常に困難でございまして、一応この辺のところですべてトして暫らく実績を見たい、こういう考え方でございます。

うふうなことになるわけでありますので、輸出をする面から見れば全額政府で危険負担しておるわけではございませんので、それらの点は十分研究もし、現地のいわゆる受託者の信用調査等もすることは当然ではないかといふうな前提に立つておるわけであります。又そうでなければ非常な思ひざる損失を招きまして、それに対して政府としても損失填補をしないといふふうな建前になつておりますので、よろ易々気持ちではやれないのでないかと、いうふうに考えております。

というものをきめられているのです
が、これはどういう理由で百分の百五
という数字が出て来たのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) まあ百分
の五だけいわゆる費用に加算したもの
を販売価格と見たわけであります
百分の五の予想利益という点につきまし
ては、我々も現実の商売から見ます
と、少し有利過ぎると申しますか、現
実の輸出取引となると実はもう少し予
想利益というものは少いのであります
す。まあそこでこれを例えれば百分の三
がいいか百分の五がいいかというよう
ないろ／＼な議論もあつたのであります
が、先ほど来申しておりますように、
要するに現地でやる仕事でござります
るので、この保険制度を濫用されると
申しますか、悪用されることを絶対に
防ぎたいということでありまして、從
つて先ほど来いろ／＼諸先生方からも
お話をありますような売れ行き不振のよ
うな商品を強いて保険につけて向うに
場合に損失をおつかせると、い
うようなことのなからしめるように、
まあ五分程度の利益をとらなければな
らないというふうに一応したわけであ
ります。確かに現実の利益から見まし
てちょっと良過ぎるように考えるので
ありますが、今申上げますように、保
険制度の健全な運営、新らしい保険を
輸出業者が悪用しないようにといふ配
慮から若干現実の予想利益よりもま
少し、心持高い目にして百分の五とい
うふうにきめたわけであります。

○西田隆男君 もよとお聞きします

が、こういう制度を設けたということ
によつて大体日本の輸出の総量がどん
な状態になるお見通しですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この第一
条の二の第五項の五におきまして、こ
の委託販売輸出保険の保険金の総額を
きめられておるのであります。契約
限度といたしまして予算総則には一応
六億円ということになつておるのであ
ります。で、契約限度は六億円でござ
いますが、それから類推しますと大体
八億五千万円ぐらいの委託販売輸出が
あるのではないかというふうな想定を
いたしておるわけであります。それに
しましても、ドルに直しますとそう大
きな金額ではございませんで、この二
十九年度の輸出は先般国際收支の表を
大臣からも御説明されたことと思いま
すが、その中では十三億七千万ドル程
度になつております。その十三億七千
万ドルのうち二百万ドル若干というこ
とになるわけでありまして、先ほども
この二十八年度の、昨年の実績を申上
げましたが、これは五十八万ドル程度
でござりますので、今度この保険によ
りまして相当伸びるだらうと思います
が、全体の輸出に占める割合というも
のは何分全体の十三、四億に比べます
と、そう大した率ではないと思いま
す。まあ小さな額ではございますが、
最近業界の要望も非常に強くなりまし
て、海外からの競争から見まして、
こういうことを実施するほうが輸出の
振興、或いは市場開拓上好ましいとい
う観点から金額は少いのでござります
るが、輸出振興の一助となるといふふ
うに確信しております。

○西田隆男君 大体委託輸出が大分だ
と想定されておる輸出の品目はどんな
ものですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) この委託
販売輸出保険につきましては品目は別
れ珍類とか、或いは鯨油、それから生
糸、或いはお茶、それから一部の機械
類等が割が多くこういう制度を利用す
るのではないかというふうに考えてお
ります。

定市場に対しまして、或るAならAと
いう商品がかなりもうどん／＼出て行
つておると、それにもかかわらず或る
商社はその地域に対しまして同一商品
を委託販売をするためにこの保険を申
込んで来た場合どうするかという問題
であるかと思うのであります。これ
はございましょうが、先ほど来申して
おりますように、正常輸出を阻害しな
いという配慮を強く考えております
ので、今御指摘のような場合には保険
を引受けないということもいわば契約
は委託輸出もされる、又同じ市場に委
託輸出でない輸出がされておる、そ
して販売期間内に委託輸出のほうは売
れなかつた物は当然これはそこで売る
とすれば或る程度値下をして売るとい
うことが考えられる、そこで日本から
輸出する同一地区向けの同じような品
質の品物が一つは高い価格で販売さ
れ、そのうちの極めて一小部分は安い
価格で販売されるということによつて
日本からの輸出の相手方の市場です
ね、日本商品の価格の下落を来たす虞
れはないであろうか。これは私は多少
あると思うのですが、そういう方面に
対してどういうふうにお考えになつて
おりますか。

上正當貿易を阻害しないという場合に
はかなりこの保険制度を適用する場合
でありますと、それにもかかわらず或る
は多かるうと考えておるわけであります。
例えば、一例は最近の例でもアメ
リカに、綿布といいますとまあいろいろ
種類がありますが、特殊の規格の
場合も予想できるわけであります。で
綿布につきましてはこれまで全然出
ておらずかと思うのであります。これ
はございましょうが、先ほど来申して
おりますように、正常輸出を阻害しな
いという配慮を強く考えております
ので、今御指摘のような場合には保険
を引受けないということもいわば契約
は委託輸出もされる、又同じ市場に委
託輸出でない輸出がされておる、そ
して販売期間内に委託輸出のほうは売
れなかつた物は当然これはそこで売る
とすれば或る程度値下をして売るとい
うことが考えられる、そこで日本から
輸出する同一地区向けの同じような品
質の品物が一つは高い価格で販売さ
れ、そのうちの極めて一小部分は安い
価格で販売されるということによつて
日本からの輸出の相手方の市場です
ね、日本商品の価格の下落を来たす虞
れはないであろうか。これは私は多少
あると思うのですが、そういう方面に
対してどういうふうにお考えになつて
おりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 新市場な
り、又新市場でなくともいわゆる新規
の商品について一番制度を適用するこ
とが非常に強く考えられるが、そうい
うお考え方ですか。

○西田隆男君 今あなた御説明を
聞いておると、委託輸出をする場所は
新しい市場の開拓というか、或いは
現在一般的に貿易の行われていないよ
うなところに対してのみ適用されるこ
とが非常に強く考えられるが、そうい
うお考え方ですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 新市場な
り、又新市場でなくともいわゆる新規
の商品について一番制度を適用するこ
とが非常に強く考えられるが、そうい
うお考え方ですか。

○西田隆男君 今御指摘のよう、この例えは或る時
存の市場といいましても海外との競争
はその当該組合と相談をいたすと
思いますが、最近輸出組合等も漸次
こともできますので、まあその辺の
ところは運用で万難堪なきを期しても
らわなければならんではないかとい

ふうに考えております。

○西田隆男君 あなたの説明を聞いておるとどれもこれも皆やられるようで結局同じになるのですが、僅か年間に二百五十万ドルくらいの輸出なんですから一般貿易を阻害するようなところにはもうやらないと、新らしい市場を開拓するとか、或いは新らしい品物をやるような場合に委託販売をやるとか何とか根本的な方針をおきめにならなければ、一般貿易を阻害しないようにするよつしやつても、一般に同じ綿布なら綿布が行つておる、たくさん売れとおるところに対して、極めて一小部分のものを持つて行つたって、そんなものは必要のないくらい行つておるんです。一般貿易の行われておるところでは年間三百五十万ドルですか月割にしたら極めて僅少のものです。ですから委託販売を出すことは普通の貿易を阻害するようなことはあつても、助長せられることはないと私には思われるのです。従つて委託販売を出すには新しい市場の開拓というような観点からされれば、これも意味もあると思うのですが、それをあなたの今の説明を聞いてみると悪いよいいような、いいような悪いような、結局同じようなことになつたのですが、結局どういうような基本的な考え方でこれを保険をされようというのですか。

の条項を通覧いたしましたしてですね、まあ非常にやかましい先ほど来御指摘がありましたような費用の、例えば百分の百五の金額で販売価格をとめなければいけんとか、或いはその八割程度しばいかなんとか、或いはその八割程度度か損失は填補しないとか、或いは原則としてもう販売期間内に売らなければ積戻す、積戻さなければいかん、或いは現地で積戻さずに処分させるにはかくかくだ、いろいろその防止の条項といいますか、規定を設けているつもりであります。従いましていやしくもこの条項通りに実施して行つた場合には、そういうまあダンピングの懸念といふものはまあないのではないかとうふうに考えておるのであります。従いまして原則的には正常貿易の阻害ということはないだろうというふうな事態の予想されるような場合には、私先ほど申しましたような配慮で以て契約の申込を受付けないというふうなことも可能であるわけであります。まあその新市場なり、新規商品に対して原則として適用することはまあ当然であります。併し新市場なり、新規商品なりに限定するというのもなかなかいろいろくな事例に当りますとそう言いい切れるわけにも実は行きませんので、まあ甚だ不明確なお答えを申して恐縮ではありましたが、まあ努めて正常貿易を阻害しないという線からぞうござ生糸というような日本の代表的な商経をいたしたいというふうに申上げておるわけであります。

品が或るAという地区に入つて行く。それで以ていわゆる委託販売で僅かなお茶とか絹とかいうようなものを持つて行つたが売れなかつた、これは受託者が悪い場合もあり得るでしょう。売れなかつた、そうした場合現地でこれを領段をダンピングする、一割下げるとか、一割五分下げるが売つたというその事実が一回で済めばいいが何回も重なつて行くと通常貿易のお茶の価格に對して影響を及ぼす虞れが考えられる。だからそういう方面に持つて行くことは価格の開きは少くとも、日本から送り出す全商品に対しても影響を非常に及ぼすという見方でものを見なければならん。従つて年間二百万ドルのものであれば、新らしい市場に持つて行つたほうがいいのじやないか、こういうことを私は申上げる。なぜ申上げるかといふと、新市場を開拓するため持つて行く商品であるとすれば、これはここに出ているような計数で試算されているものは一応考えられる。半分売れても半分売れなかつた、だからあと半分だけは売れなかつたから結果三割、四割下げるが売らなければならぬというような事態が起きて来る危険性が非常に強いわけですね。そういうために、委託輸出の保険制度を創設するというのならこれは意味が通るが、あなたがおつしやるよう商品が行つて実際多少の圧迫にもならない、それはダンピングでもないのだということであれば、日本の二十何億ドルの輸出をやつておるのでに対して、二百万ドルの特異な立法をすることもまあ邪魔にはならんでしょう、邪魔にはならんが、併し邪魔にはならんということと、多業者が保険でもついたというので油

断然することとは、相殺するようなもので大した必要性は感じない、そういう観点から今あなたにお尋ねしておつたのです。だから通産省としても必ずしも新市場だけでなければならんという厳密な規定を設ける必要はないけれども、保険をされる場合にはまあそういう考え方を補足してやられたほうが無難ではないか、こういうふうな考え方なんですね。別にもう答弁は要りません。大体あなたの答弁は大分聞いたから要りませんけれどもね、でないと保險の意味がないと思う。

○三輪貞治君 第十条の二の二項の「当該貨物の輸出及び販売のために支出した費用を回収することができないことにより受ける損失」であります。が、この回収することができない場合はどういうふうのことと考えておられるか。いろいろあると思うのですがね、あらゆる場合にそれは保険の対象になるのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほどの 設例で申しましたように(イ)の場合では内地へ五個の壊れりの物を持つて帰りまして、七万円に壊つた、でそれに一個について費用が一万円要つた、従いまして純粋には六万円しか手取がなかつたということになるわけでござります。でコストは要するに十万円でござります、その差が回収することができます、その差が回収することができないことによつて受ける損失といふことになるわけであります。(イ)の場合におきましては……。(イ)の場合におきましては要するに承認を受けるのでありますするが、現地で十万円の物を八万円で売つたという場合、その差額はこれ又いすれも回収することができないことによつて受ける損失ということにな

○三輪貞治君　そういう場合のほかに、実際に受託者が売つた、売つたが先ほどの白川さんの御懸念もあつたようその売つた代金を払わなかつたという場合もあり得る。七万円で売ればその損失はこの勘定ですぐわかる。八万円の場合も出る。併し実際に何ぼで売ったか、その代金を受託者が払わない場合もやはりこの「回収することができない」場合に入ると思うのですが、これはどうですか。

○政府委員(松尾泰一郎君)　この何というか、売れましても向うの受託者がこちらに金を送つて来ない場合、或いは向うで火災なり盜難で以て物がなくなつたことによつて起る損失といふものも勿論考えられるわけであります。が、それらは併しこの輸出販売保険の対象にすることは不適当であるうといふことでそれは除いておるわけです。火災なり盜難、或いは海上での危険ということになれば、それへ海上保険なり火災保険なり盜難保険でカバーされるべきものでありますし、それらの保険料はいわゆる支出上費用の中に諸掛として当然含まれて来るわけでありますので、そういう貨物上の責任はそれらへの輸出業者なり、或いは委託者側で当然いたすべき注意でござりますので、それらは保険の対象から除くことは当然であるといふように考えております。

なお要するにこの委託販売保険といふものはもとよりが信任関係、現地のものでありまするので、売つても金を払つて来ないというのは委託販売保険の対象とすべきではないのであります。

て、売れたかった場合、或いはその損の行つた場合にのみ保険するのが本當の保険の対象にすべきではないかと思ふのであります。従いましてこの現地の受託者が売れた金を使い込んでしまつたという場合までも保険をするといふことになりますと、実際問題として非常に保険の範囲も広くなりますし、又何現地での事柄でござりますので、それらのチェックが実際問題として不可能でございますので、又そこまでやるということは非常な悪用なり濫用の危険も起りますので、それらはその該業者がそれく十分の注意をして不可といたしてやるべき事柄といふうに考えまして、この保険の対象から除外をいたしておるわけあります。

○三輪貞治君 いや、これは何もそ

う場合までも保険でやれということ

を言つておるわけではないのですが、それが含まれないということがわかれ

られないんです。併しながら一番大切なことは保険の契約のときにはつきり示されていないと、保険の契約には勿論明記されるわけですね。こういう場合に保険には入らないということは明記

されておりませんと、いわゆる三輪貞治君の意見

はい。

○白川一雄君 一昨日の東京新聞に、論説で名前を明記して、生糸のこと

砂糖とリンク制をやつたために非常に支障を来たし迷惑しておるという悲憤論説とすれば、事実と当局は非常に違ったのではないかと思うのですが、これが、あれも貿易を伸張するという御気持でやつたろうが、若もしあの通りの

慷慨をした記事が載つておりました

が、あの方の意見

輸出業者に嚴重な注意をするようしておつたのであります。何分差益が予想よりも多く発表し過ぎたということです。実際問題として非常に遺憾ではございますが、フロア・プライスを切つたような取引が行われたことは事実なんでございます。ところが現実のL・Cの開設の場合、或いはB・L面を見ますと、ちゃんとフロア・プライス以上で取引をしたということに実はなつておるのであります。ところが裏面におきましていわゆるリベートと申しますか、オフク・バツクというか、そういう方向で現実に弊害が起つたといふうことになります。そこで急遽数日前に暫らくこの最近の情勢を再検討するためにリンク網の受付を停止して、目下その対策を考えているのであります。が、結果といいたしましてそういう五ドル二、三十七ントくらいのものが五ドルを切つたということは事実なんでありますが、もとへ向うの機屋の要請としては大体四ドル七、八十分以上あるものにはなつたわけであります。が、併し我々といたしまして、六月以降の新ルにつきまして果してその程度に下るか下らんかわかりませんので、まあ五ドル二、三十くらいまで行つたものならば五ドル二、三十七ントでできるだけ維持したいということから、先ほど申しましたようにフロア・プライスが五ドル十二セントと申しますと、大体向うに行きますと二十セント弱加わるわけでありますから、さつと五ドル三、四十セントくらいに、フロア・プライスにマツチした向

F·O·Bのフロア・プライスをきめたわけであります。が、今申しましたように五ドル以下に食込んだわけであります。併しながらこの制度を発表してから停止いたしましますまでの間に実は一月一三月の輸出予定が玉糸も入れまして八千俵という予定であつたのであります。契約は九千四、五百俵裏はできたわけでありまして、実は数日前に一時停止をしましたので、大体現地の相場も今日聞きますと五ドル二十セントくらいまでに又戻して来ているようであります。まあそういうふうな情勢であります。まあそういうふうな情勢であります。まあ我々としてはそういう相場の攪乱があつたということは非常に遺憾ではございますが、三角貿易がその結果全然とおりまして、アメリカ向けの輸出がともかく八千俵予定しておつたものが九千数百俵できただということは、それだけアメリカのドルを獲得したことになりますので、まあそういうフロア・プライスを切つたという弊害もありますが、直輸出をそれだけやつたという功績もこれは認めるべきではなかろうかというふうに考えておるわけであります。従いまして爾後のやり方につきましては、今リンク率を引下げるかどうかということについては研究をいたしております。昨年度の繭についての措置、臨時的な措置でござりまするので、六月以降から新らしい繭が出てそれが生糸になりまして、輸出をされて参ります頃には

やめるということで、一応本年六月末までの積出で以て打切るということ、これは最初からそういう方向で進んでおるような次第であります。
○白川一雄君 九千俵ばかり出たといふのは価格はどのくらいでござりますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先ほど申しますように、フロア・プライスを割るということになるといろいろの、まあ何と申しますか、違反問題が起りますので、表面は五ドル十二セントに合つているわけでございます。従つて名目的には一ポンドこれは五ドル、物の程度によつてかなりの上下がござりますが、標準物で一ポンド五ドル十二セント以上の価格になつておるわけであります。それが今申しますように、たしか九千四、五千俵と覚えておりますが、若干数字が違うかも知れませんが、とにかく九千俵以上の輸出ができるわけであります。従いましてまだ信用状は參つておりますが、フロア・プライスに合つた信用状が来るに至りなつております。従いましてキック・バックがどういうふうな方法で行われるかということになりますと、これは非常にむずかしいのであります。あるいは彼らがこつちへ來た場合の滞在費として、彼らのアカウントで円を積立てるものやら、或いは支店が向こうにある場合には支店が若干そういう外貨で、或いは代理店で手数料とか何かの恰好で普通若干持つておるのが普通でござりまするので、そういうものを持ち向うでリベートいたしておるのかその辺のところはちょっとわかりかねるのあります。表面へ出たところは大蔵省の為替勘定にはきもつとソロ

○白川一雄君 ちょっとと新聞の中に書いてありました筋は、五ドル十二セントのものを四ドル七十七セントくらいのもので、正常な取引をしておるアメリカの日本生糸扱者は先祖代々やっておる仕事だけれども、もう皆信頼できませんのだから放棄してしまうというような状態になつておる、而もリンクして入れた砂糖は日本で非常に高くなつた、結局安くして売つて無理に砂糖で日本の国内でこれを負担してカバーするような恰好になつて、結局正常な取引をする生糸業者が失つてしまふということになつておるという筋に私は見たのでござりますが、大体御説明を聞くと結果は新聞の論説に、まあ権威者のようですが、書いてあつたことに一致するわけなんで、従つてこの輸出保險法の一部改正ということにつきましてもよほど考えて頂かんと、西田さんのお話になつたように、極く一部分の事柄で日本貿易の大きな根幹を搖がすようなことにならないよう、十分の御注意を願わんと大変なことになるのじやないかということを申上げておきたいと思います。

いう点の御説明を得たいのですが、
積戻さないで現地で六万円で売れば同
じことになるのでしょうか。とん／＼
になれば……六万円で売ればそうする
と五四四強ですね。五四・五%で国内に
持つて帰つて七万円で売るのと現地で
六万円で売るのとは業者としてはとん
とんになる。そうなると常識上十二万
もするものを、輸出品目は先ほど言わ
れたのですから、そういう品目を想定
して見て、一国において特定の数字以
上には必要でない品物は別だが、そうち
でない今品目を挙げられたものだとす
れば、十一万円のものが六万円でとい
うことになれば、恐らくこれは持帰ら
なくともいいだらう。こういうふうに
考へると、非常にこれは影響が大きい
ような気がいたすのです。(回)の方法で
恐らく値引をして販売される結果にな
らうと思う。これは數字的な面で申上
げたわけですが、どうでしょうかね。

れに感じたということで、それが皆に蔓延したということでありますが、要するに彼らがフロア・プライスのヴィオレーレーションを日本の業者にやらせたその限りにおいては彼らとしては別段痛くも痒くもないのに非常に歓迎をしておつた。ところが彼らが予想した数量よりもより以上の数量が入つて来た。まだ現実には入つておりませんが、契約ができたということで、あわててこれでは一つ或いはこれ以下に値が下る虞があるということで、予想された数量以上が来ては困るという電報なんであります。それで我々としてはやや向うの電報を馬鹿正直に受けた点もありますが、もとフロア・プライスを堅守するというラインで行つておりますものが、そのフロア・プライスが守れなかつたということで一時停止をした。その結果又価格が五ドル二十セントくらいに戻して行つてゐりましたが、そのフロア・プライスが現地の業者に非常に迷惑を与えた、ということは、それは一、二の業者についてはあり得るかも知れませんが、今の全体の業界の意見としては、現地が余り数量が大きくなり過ぎたというのであつたということだけでありまして、非常にダンピングしたために手持していた商社が困つたという非難は全然今まで起つておりますません。従いまして類推解釈でいる、大きく問題が誇張されておりますが、今養蚕業界或いは製糸業界或いは輸出業者にお聞き願えばわかると思いますが、それほどデスターイグイングではなかつた。併し業者としては、役所から言われたフロア・プライスを向うから強制されたのであるが、やるよくなつたのは申証ない

とは言つておりますが、現地に、いろいろ新聞に言われたようないかで、非常に悲影響を及ぼして今後の輸出にどうこうします。ちょうどその点を補足させて頂きまます。

それから今の設例の回の八万円の点でござりますが、幾ちで売るかといふことは業者が勝手にきめるということになりますと、確かに今のような懸念もあるわけですが、通産大臣の意一応承認を得てその処分価格をきめるときには申上げましたように、そこのときには先ほど申上げましたように、ダンピングになるかならないかとか或いは正常貿易阻害の点を考えましてきめるわけでございますので、仮に業者がおやみに引き戻るうとしたしましても、それは売らさないわけでありまして、原則としては積戻しをするというのを原則にいたしておるわけでありります。積戻しは費用が非常にかかるといふ場合においても、承認を受けてその処分価格をきめて行くということでござりますので、まあ、我々のほうも最善を尽すつもりでござりますので、今のような御懸念の点は、絶対にないと保証しかねまするが、まあ、できるだけそういうことのないようにやりたいといふふうに考えております。

○藤田進君 そうしますと、これは、この試算は現地で八万円で売る場合が示されているが、若し六万円で売る場合に比して不当ではないと思われ、これが現地で売るという場合があるし、価格もあれでしよう、決して積戻しの規則もあれば、現地で六万円で売る場合は現地で売るという場合があるし、

場合には、填補額が十二万円でしよう。このままで行くと、同じ品物を現地で八万円で売つたということになれば、それは四万円の填補額で政府としてはやはり現地でこれを売れということにしなれば、そうです。併し八万円といふものを取上げてあるからですが、保険の填補額同様に、いずれにしても、持つて帰つても、現地で売つても、十二万円の填補額だ。こういう場合を見るというと、六万円、差額半額くらいで現地で売つても同じことになる、そういう場合にもやはり、そうすると、予算も計上して、貿易政策として政府が売つてはならんという、やはり許可をするしないにかかつてゐるようです。が、それに相当問題があるのじやないだろかと思うのですが、現地で売れるわけです、これは常識上、十二万円するものが半額でということになれば、なにも持つて帰らなくつたつて業者の手許では損はない。持つて帰つても、現地で流つても、同じことだ。こういう場合では、これは六万円は丁度限界点ですが、八万円の試算を七万円にして見ても結構です。こういうことにならんか、この填補率同率で以て。

○政府委員（松尾泰一郎君） 最初の六万円で売つたということでありま
すが、六万円で売るか八万円で売るか
は通産大臣がこの承認をいたすわけで
ござりますので、そこで現地への影響
等を考えてやるわけであります。その
かたが承認を得ないで勝手に処分した
ということになると、十万円で処分し
たと我々のほうはみなすわけでありま
すので、従つて勝手に十二万円のもの
を六万円で処分するということは我々
のほうが至らなければ、そういう場合
が起り得るのであります。それは先
ほど来申ししておりますように、いろいろ
な慎重な配慮からこれをきめるとい
うことを申上げておるわけであります。
従いまして、安売りをするという
懸念はないのではないか、要するに積
戻しました場合にも十二万円を補償を
いたすわけであります。従いまして今
設例されました点、まあ六万円で売つ
た場合はということであります。そ
ういう非難の起るような場合はいたさ
ないわけであります。従いまして彼
らは送返して來、十二万円の補償をも
らえれば、そのほうがいいわけであ
ります。

書いておるわけでありまして、承認を受けて販売期間満了後の処分をした場合には、いろ／＼ごた／＼書いてあります。この「回収した金額又は回収し得べき金額とみなす。」ということは、言い換えて見ればこの設例の内に該当するわけでありますと、填補しないぞということを規定をしておるわけであります。

○藤田進君 今は何でもおれがきめるのだからいいというふうに聞えるが、その場合は許可しない。それは填補するなら通らなきや許可しないという、果して公正妥当に許可されたかしないかということは、これは行政訴訟ができるのですからね、業者として。そうすると具体的に聞きますが、同じ品物で売る場合試算の通り行つて見ましよう。(1)の場合積返せと言えば三万円の損をするでしよう。それから(2)で行きますと、これは一万円でいいのだ、業者から見れば八万円で売れるならば現地で売りたくなるでしよう。売りますという許可を求めて来るでしよう。そういう場合には(1)と(2)の場合にはどちらをとられるかということを、あなたのほうで出した試算ですよ、現地で売ることを許可しますか、積返せと言いますか。そのときのその国の状況もあるだろうけれども、まあ一般的論としてどつちをとりますか、政府は。

○政府委員(松尾泰一郎君) 先づこれ

•

る。何の場合には四万円であるということなんで、従つて純粹に考えますと、政府としてもこういう場合にはほのかの問題さえなければ、何の場合をとりたいということになるわけでござります。併し今御指摘になりました八万円か六万円かという点が、果してそれはダンピングであるかないかとか、或いはその他の人たちの商売に悪影響があるかないかという点を判断をしてきめるわけでありますので、併し若しそういう疑念がないということであれば、この何と何の場合、どちらをとるかということになると、何の場合をとる、こういうことになるかと思ひます。

と商品の約半額ということと現地で払つて、持つて帰つて七万円で売れるよりも、現地で六万円で安売りするとなんとなると、丁度これは一つの数字の限界だと思います。六万円ちよつと、六万五千円というふうにだんく八万円近くになるにつれて、やはり業者としても政府としても現地で売れ、こういうような限界は恐らく六万円だと私は見ておるのであります。そうすると六万円の場合にはやはり印をとる。何の方式で言つてこういうふうになるから、やはり問題があるのでないかといふ点を、私はあなたの試算表に基いて数字を置替えて見ただけです。あとは我々のほうで判断いたします。

○委員長(中川以良君) 私も閑連してお伺いしたいのですが、その問題さつきから私も不思議に思つていたのですが、これは政府が一方貿易政策を大いに振興しようという立場にある、これでは通産大臣ですね、保険の責任は、通産大臣が一方においては保険の運営もやつていて、貿易政策が大事か、或いは保険の料金を払うことを少くするほうが大事かというジレンマに陥つていると思う。そこで先ほどのお話で、これをきめる場合には第十条によつて通産大臣がきめるのですが、これは一応運営で以てやつて行くという先ほどお話をあつたのですが、これは承認の基準というものが、何か政令か何かで定めないとそういう問題に始終ぶつかつて来るのじやないかと思いますが、そういうことを御承知でしようか。これでは非常に妙なものができるので、或る営業者には非常に有利になり、或る営業者には非常に不利になるということは不平等である。これでは折角の保険

○政府委員(松尾泰一郎君) 確かにこの第十条の四の第二項の通産大臣の承認というものは、非常にこの場合重要な役割を演すことになるわけであります。そこでこれにつきましては或いは約款の条項といたしますが、或いは告示等にいたしますが、その辺のところまではだちよつと研究が不十分ではあります。その基準といたしましては、先ほど申しておきましたように、売残つたものの現物が実在をしているかどうかということと、それから積戻す費用、それからこつちに持つて来た輸送処分価格と、それから現地で処分をした価格とはいずれが有利かといふ問題、それからダンピング等のいわゆる正常貿易に阻害を及ぼすか及ぼさんかというふうな点について三、四項目につきましての基準を明らかにしたいという考え方をいたしております。

○委員長(中川以夏君) そうするとそれを大体お示し頂くまではちょっとこの法案も上げにくいかと思うのですが、一つその案をどういうふうにやるかという方針を至急に一つお立て頂いて委員会にお示し願いたいと思います。

○海野三朗君 次長は随分頭が疲れておられるでしようが、私は極く簡単なことをお伺いしたい。これは砂糖の値が六十円からびんと九十円に飛び上つたり、九十五円まで行つたところもあるようですが、あれはどうしてああいうことが起るのでしようか、極く簡単に御説明願いたい、物価を安くしようというようく現政府が考えているにもかかわらず、あの砂糖が六十円から九十円までも飛び上つた。あれはどうしてありますようか。誠にけつたいな現象であると私は考えているのですが、あれはどうしてありますようか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 一言申しますと需給、いわゆる需要供給から來た現象と申上げる以外にちよつと説明のしようがないわけであります。ちよつとくどくしなりますが御説明申上げますと、一昨年には砂糖は自動承認制であったために非常に厖大な輸入がありまして、去年の春価格が非常に下つたことは御存じの通りであります。で、昨年度、要するに昨年の四月から九月、要するに今年度の前期でござりますが、前期の輸入外貨予算を編成するときに、その二十七年度の下期の輸入の状況が予想外に多いというふうとでこれを考慮いたしまして、四月一ヶ月期におきまして輸入をかなり削減

をいたしたわけであります。それが正直なところ今まで響いて来ていると申上げたほうが私は率直な言い方ではなかなかうかと思ひます。まあ大体年間に年四十九ヶ月期におきまして、予算額ははつきり覚えておりませんが、若干の差はあるかも知れませんが、たしか二十七、八万トンというものが予算だつたわけであります。それでこのうち昨年の十月からこの三月の期におきまして外貨事情も非常に情勢が変化いたしましたが、幾ら予算を組むかというときに、まあどつちかと言えば最重要物資でもないというふうな判断から、予算を編成いたしますときには、期の初めの在庫或いは期末の在庫、それから輸入許可というものは、許可してもなか／＼物が入つて来るまでには相当ずるのであります。それをスリッページと申しておりますが、それらを勘案いたしまして、下期で砂糖輸入予算といたしましてはたしか四十六万トンほど組んだわけであります。で、そのうち十月から十二月までの実施は割合に順調に行つたのであります。この一月、要するに今後の予算の現実の実施が、ざくづくばらんに申しまして関係各省の折衝の結果かなり遅れたのであります。それは御存じのようにな外貨事情からいたしまして、できればその四十六万トンを少し削減できないだろうかというふうな意見が非常に強くありましたために、その実施が非常に遅れたのであります。まあそういうことからいたしまして、この月末の在庫というものが非常に少くなり、まあ御存じのように、例えはキュー・バ糖にいたしましたが、ブラジル糖にいた

しましても、許可をしてから入つて来るまでに大体二カ月以上かかるわけであります。従つて今許可いたしましたが、大体早くて五、六月頃の到着になります。それで近距離のものが少なかつたということから在庫が非常に少くなつたということで異常に暴騰を来たしたというものが事実であります。併し現在のところ、下期の輸入もインドネシア・スウェーデンの四万トンはまだ交渉中であります。まあと他のものは大体輸入の割当を目下やりつつあるような段階であります。なお、この糖補対策いたしまして、目下台湾の、これは一番距離が近いのですぐの間に合うわけであります。この台湾の砂糖についても今研究をしておるという段階であります。

○海野三朗君 いや、責任転嫁のお答えとしか考えられないのです。が、私は砂糖の輸入税が一・二割の関税をかけている。そうして石油のはうは関税免除になつていて。そういうことは通産当局としてはどういうふうにお考えになつておられますか。

砂糖は一・二割の関税をかけておる。なお且つ消費税は一〇%かけておる。砂糖の値段にしますと、一斤十九円で入るのである。それが何だかんだといつて五十円見当になつておる。石油のはうは全部免税になつておる。こういうふうな現象は、通産当局としてははどういうふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 私から申上げるのも如何かと思ひますが、実は今の御指摘の関税も、国会の議決を得ました法律によつておりまして、今石油類については免税、石油製品については関税は低くなつておりますが、これはあの当時もう二、三年前の関税法制定の当時からそなつておりまして、あの当時は要するに重要な燃料資源ということであきまつて今日まで免税措置が続いて来ておるというふうに承知いたしております。最近若干情勢の変化がございまして、我々のほうはもう直接石油行政は、あれは関係ではございませんが、通産省全体としては、今研究をいたしておりますが、このような状況になつておりますが、何分国会の承認を得た法律でございますので、この点を御了承願いたいと思います。

いては、大蔵当局及び通産大臣にお伺いしたいことがたくさんありますのであります。で、同時に砂糖の関税、そういうものについても関連して、はつきりした政府当局の御所見を承わりたいのですが、今日は丁度政務次官もおられませんし何ですか、この次は大蔵大臣なり大蔵政務次官なり、それから通産大臣御出席の所におきましてこの関税のことを私はもつとお伺いいたしました。それで非常に片手落ちになつていい。政府でやつたから仕方がない、これは御尤もでありますよう。政府のお役人方は政府の命令によつてやられるのであるから、それは無理もないかも知れませんが、私どもが納得の行かざるところのものがある。で、このことについて私はお伺いいたしたいのであります。今日はもう当局者がおられませんから、ですからこの次に延期いたしまして、この質問は私は保留いたしております。

きたいと思いますが、よろしうござい
ますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それから、な
お、この問題につきまして一応業界側
の意見を聞く必要がないかといふ議が
起つておるのであります。参考人と
して関連産業の人々にでも出てもらいま
して話を聞いたらどうかということで
あります。が、如何いたしますか。

〔賛成」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それではそ
ういうことに一応案を立てまして、いづ
れ委員長理事打合会において決定さし
て頂きますが、ようしうございます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) それではさよ
うに取計らいます。

――――――――――――――――――――

○委員長(中川以良君) なお、先ほど
海野さんの御質疑に対し官房長が御答
弁を申上げておりましたが、そのうち
答弁できない問題は後日お示しをする
という問題につきまして、只今工業技
術院の柴田熱管理課長が見えておりま
して発言を求めております。

○説明員(柴田綱丸君) 热管理の予算
につきましてお答え申上げます。二十
八年度の予算といたしまして、これは
人件費を除きました金額でございます
が、中央の予算が六十七万三千円でござ
ります。それから地方が三十四万四千円
でございます。合計百一万五千円、これが二十八年度におきます人件費
を除きました熱管理の予算になつてお
ります。

○海野三朗君 この予算で十分この熱
管理の目的を達して行かれるというお

○説明員(柴田綱元君) 私どもといたしましては予算が多ければ多々益々弁ずるわけござりますけれども、現在のところ最少の人員と経費を以ちまして最大の能率を上げたいと努力していける次第でございます。

○海野三朗君 このことにつきましてはやはりこれは通産大臣から確定した御答弁をお願いしなければならないと思います。只今の百一万五千円というような一億にも足らないような、こればかりの予算で熱管理の問題は到底やつて行けるものでないと私は思います。

○説明員(柴田綱元君) 熱管理というと一般に非常に線が遠いよう考へておられますが、根本調りであつて、それはもう私が先に申しましたように、何ヵカロリーが多くても風呂の中に銅線を突っ込んでおいても銅線は決して焼けない。そうかと思うとこれにアセチレンのフレームを当てれば銅線はたゞどこかに焼ける。これは何でそうなりますかといふと、これは有効温度が大切なんだということになります。あらゆる産業に關しまして、例えば自動車の部分品にいたしましても、或いは特殊鋼のほうにいたしましても、すべて熱を適当に使うといふこと、この熱管理が根本問題であつて、産業の実に基礎であるのであります。これに対しまして百一万円というような予算では私は到底この産業立国という見地から承服できないのであります。まして、このことについては他日やはり委員長のお計らいによつて通産大臣に直接私はこれを御質問したい、こう考えております。今日はこれで私は質問を保留いたします。

た。

本日はこの程度にしておきたいと思

いますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(中川以良君) 御異議ないと

認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十四分散会

二月二十六日予備審査のため、本委員

会に左の事件を付託された。

一、国際的供給不足物資等の需給調

整に関する臨時措置に関する法律案

の一部を改正する法律案

二月二十六日予備審査のため、本委員

会に左の事件を付託された。

一、電気事業法に関する請願 (第一

二九八号)

一、イラン石油輸入促進等に関する

請願(第一二九九号)

一、産業工芸試験所九州出張所存置

に関する請願(第二三〇〇号)

一、イラン石油輸入に関する請願

(第一三四八号)

一、電気料金引上げ反対に関する請

願(第一三四九号)(第一三八八号)

一、ガス事業法案に関する請願(第

一四三八号)

一、石炭産業の危機打開に関する陳

情(第三三六号)

一、電気料金引上げ反対に関する陳

情(第三三七号)(第三四七号)(第

三七三号)(第三八四号)

一、石油類輸入外貨増額に関する陳

情(第三五五号)

一、中小企業の育成強化に関する陳

情(第三五七号)

一、電気法制定に伴う電気事業者の

兼業投資に関する陳情(第三五六

号)

一、ガス事業法案に関する陳情(第

三七六号)

一、電気法制定に伴う電気事業者の

兼業投資に関する陳情(第三八五号)

一、ガス事業法に國する請願

十日受理

一、電気事業法に國する請願

十日受理

一、電気事業法に國する請願

十日受理

照しそみやかに本来の姿に復帰せしめ

るため本法案中に(一)公共団体は電気事

業を買収することができるものとする

こと、(二)国家総動員法及び同法に基く

配電統制令によつて電気供給事業及び

設備を譲渡せしめられた公共団体が、

これを買収しようとするときは主務大

臣は許可するものとし、現にこれを繼

承している者は、その公共団体に譲渡

しなければならないものとすることとの

事項を規定せられたいとの請願。

請願者 福岡市西堅粕福岡工業

試験場内 九州地区公

立試験研究機関連絡協

議会内 山根東一外二

他を理由として市価の引上げを発表

し、また各石油会社もこれにならう実

情にある関係上、自動車使用者はその

云試験所九州出張所が整理の対象とな

つているよしであるが、九州は中央か

ら遠隔の地にあるため、産業工芸全般

にわたりデザインの新味に乏しく、一

般に技術の後進性に禍され未解決のま

ま放置されている面がきわめて多い実

情にあり。従つて広範かつ高度なる鉱

工業技術を導入し、産業技術水準を高

めるための強力なる国家的処置を熟望

し、これが根本的対策として総合的試

験研究を推進するための国立研究機関

を必要とする機運にある。しかるに九

州地区工芸産業の指導的役割を持つ國

立試験研究機関を廃止せんとする政

府の意図は、これに逆行するばかりで

なく、國立総合試験研究機関実現の萌

芽さえも摘み取らんとするものである

から、当地區産業工芸試験所を存続す

るとともにさらに強固な國立総合研究

所を設置せられたいとの請願。

とにかく強大なる世界的石油カクテルの

動きによつて左右される傾向にあり、

最近イラン石油の輸入困難に伴い、一

部においては早くも外貨割当事情その

との請願。

紹介議員 劍木亨弘君

十二名

請願者 大分市大字大分二、七

二五ノ一大分貨物運送

株式会社社長 橋本新

一外四名

紹介議員 一松定吉君

十日受理

請願者 東京都千代田区九段一

三井物産会社 中井光

十日受理

請願者 東京都千代田区九段一

三七六号

十一日受理

請願者 東京都千代田区九段一

三七七号

十一日受理

請願者 東京都千代田区九段一

三七八号

十一日受理

請願者 東京都千代田区九段一

三七九号

十一日受理

請願者 東京都千代田区九段一

三八〇号

十一日受理

金の値上げには反対であるから、(一)公
益事業にかんがみ、固定資産税につい

て地方税法上の特別措置を講ずること、(三)借入金の利子について国として考慮すること、(四)小口電力、定額電灯、従量電灯の料金をすえ置くこと、(五)電気事業の関係法規に検討を加え、一般に経理内容が容易に理解できるよう取り計りかつ罰則を強化すること、等を実現せられたいとの請願。

今国会に上提されているガス事業法案は、一般大衆の利益代表である都道府県知事の権限を極度に制限し、わざわざ土地立入り許可権と植物伐採の裁定権だけを残しているが、このことは専地方自治体を無視した中央集権の弊害を再現するものであり、民主政治に逆行する虞があるから、(一)旧ガス事業法施行規則第三十七条および第五十三条の三項の規定を存続すること、(二)現在都道府県知事の有する保安取締り上の監督権限を削除または減少しないこと、(三)ガスの成分、熱量および圧力についての監督権限を都道府県知事に附与すること、(四)ガス器具による災害事故に対する取締り上の措置を規定し、その権限を都道府県知事に付与すること等心配事を講ぜられたいとの請願。

第三五六号　昭和二十九年二月十
日受理

五、〇七六ノ二戸畠市明治町一ノ
福岡県戸畠市明治町一ノ
陳情者 石炭商業の危機打開に關する陳情
陳情者 陳情者
会議所内北九州商工会議所連合会内 中村義麿外
十二名

需要期である現在なお増加の一途をたどり、業者においては出炭の縮少、企業合理化に努め、従業員も昨年末に比し約五万人も減少したにもかかわらず、需給の不均衡は是正さるべきもなく、さらに深刻なる方向に進んでいるから、国内熱源の総合対策をすみやかに講ぜられるとともに暫定処置として物価の安定を見るまで二重価格制をとり補強金制度を設置せられたいとの陳情。

第三四七号
昭和二十九年三月十
一日受理

電気料金引上げ反対に関する陳情
陳情者 東京都中央区京橋一ノ一
○商工組合中央金庫内社
團法人日本中小企業団体
連盟会長 農田雅孝

石油類輸入外貨増額に関する陳情
陳情者 群馬県前橋市連雀町一九
群馬県貨物自動車業組合
内 小淵光平外五十七名
最近、イラン石油の輸入が困難となるに伴い一部石油業者は外貨の割当その他を理由として取引条件を悪化させ、市価の引上げを策しており、これががため貨物自動車運送事業者は燃料の入手に困難をきたし、事業面に多大な影響を及ぼしているが、もしこれを放置するならば単にトラック事業の経営問題にとどまらず民生安定の上にも由々いい結果を招来することになるから、(1)石油類輸入外貨の増額、(2)バター制によるイラン石油の輸入促進、(3)石油精製業者および販売業者の良心的かつ重点的供給方式の確立等につき善処せられたいとの陳情。

陳情者 大阪府會議長 榎本敬一
外一名

政府当局においては、電気法（仮称）の立案整備を急がれているやに聞いておるが、同法案に盛られた電気事業者との兼業投資に関する規制条項（第十二条）の運用如何によつては、電気事業者の直接投資に係る工事会社が独占的な存在をもつて一般中小企業者に極度の圧迫を与えることが予測されるから、今回の法令制定を機として、こわ

第三七二号 昭和二十九年二月七日
五日受付

中小企業の育成強化に関する陳情
陳情者 北海道網走市南四条西一
協同組合網走専門店会議
事長 岡田由太郎

政府の財政緊縮の一般方針はわが国経済の健全化のため必要な措置ではあるが、その内容は緊縮のシワ寄せを、中小企業に集中するもので、このことは日銀の貸出し引き締め政策と並行して、中小企業の上に、徹底的な打撃を与えるものであるから、(一)中小企業専門金融機関に対する指定預金の引受けを延期とともに預託の増額を行ふこと、(二)少くとも中小企業融公庫に三百億円、国民金融公庫に五十億円の財政資金の投入を行うと、(三)商工組合中央金庫に対し、

時の如く、資金運用資金の面積貸付の中小企業育成強化政策を実施せられ

第三三七三号　昭和二十九年二月十二日
電氣料金引上げ反対に關する陳情
陳情者　宮城県仙台市勾当台通二
七　宮本貞三郎外五名
この陳情の趣旨は、第三三七号と同一
である。

第三七六号 昭和二十九年二月十六日受理
ガス事業法案に関する陳情
陳情者 東京都知事 安井誠一郎
ガス事業法の立案に対しては、政令で定められたが、省令施行規則の規定を適切にし、ガス事業に関する事務はすべて都道府県知事に委任するようたびたび要望してきたが、わずかに通商産業大臣の範囲に属する事項のみが、政令で定められたところにより都道府県知事にも委任ができるようになつたに過ぎないから、今国会に提出されたガス事業法案の審議に当つては、法案第二十八条第一項、第四十六条および第四十七条の審議に當つては、法案第二十八条第一項の権限を第五十二条の規定により都道府県知事に委任できるようにされるとともに、施行規則の制定についても、都道府県知事の意見反映の機会が法上認められるよう、取り計られたとの陳情。

電気料金引上げ反対に関する陳情

陳情者

岡山県児島市味野三八九

八ノ三社

同法人児島商工

会議所会頭

佐藤浩太郎

この陳情の趣旨は、第三三七号と同じである。

第三八五号 昭和二十九年二月十
六日受理

イラン石油輸入促進に関する陳情

陳情者

大分市西新町橋本旅館内

大分県自家用自動車組合

連合会内

紀伊進

わが国は自動車に使用する燃料の九十
パーセント以上を輸入に仰がなければ
ならない宿命下にあるため當時割高の
ものを購入するのを余儀なくされてい
たが、昨年画期的ともいうべきイラン
石油の輸入が実現して以来、国内価格
も幾分緩和せられたが、最近に至り割
当外貨の不足に基因し、イラン石油輸
入が困難となつたために、一部業者の
作為と外貨割当事情の悪化に伴う、政
府の抑制による品不足をきたし、これ
を理由とする業者の市価引き上げが企
図せられつつあることは国家のため憂
慮に堪えないところであるから、この
難局打開のため万難を排してイラン石
油輸入百年の計を樹立せられたいとの
陳情。

昭和二十九年三月十日印刷

昭和二十九年三月十一日発行

參議院事務局

印刷局 大蔵省印刷局